

深く関連しています。具体的な指標では、「虐待による死亡数」「法に基づき児童相談所等に報告があった被虐待児数」「育児不安・虐待親のグループの活動の支援を実施している保健所の割合」などが掲げられています。

『『健やか親子 21』推進検討会』による中間評価では、「虐待による死亡数や児童相談所に報告があった虐待を受けた子どもの数は増加を続けており、子ども虐待防止対策の強化は急務である」「児童精神科医や小児科医で親子の心の問題に対応できる医師の数は少ないため、その養成等について重点的に取り組む必要がある」などの指摘が盛り込まれました。

## 第3部 虐待への対応

## 1. 保育所・幼稚園保育者の役割

保育所や幼稚園は、子どもや保護者にとって生活の一部となっていますから、虐待を早期に発見できるなど様々な利点を有しています。これらの利点を活かしながら、虐待の防止に積極的な役割を果たしていくことが保育所職員に求められています。以下、その主な役割について述べます。

### (1) 虐待の予防

日常の保育・教育活動において、子どもたちがお互いの人権と個性を尊重し、共に育ち合える十分な配慮を行うことは当然ですが、余りにも直接的な表現を使って虐待や暴力の説明をすることは、いたずらに恐怖心を根付かせたりすることもあり、逆効果となることもあるので注意が必要です。特に年齢が低い場合は、子ども自身に力をつけさせるというよりは、虐待の危険性から守るという保護の視点の方が中心となります。しかし、幼児になれば、ある程度の理解力が増してきますから、前述のとおり、子ども自身が暴力などから自らを守るための具体的な知識や技術（スキル）などを教える、幼児用 CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を開催するなどの取組みが望まれます。

また、最近では幼い頃から乳幼児に接する機会が乏しく、これが子育て不安の一因となっていることが指摘されています。厚生労働省や文部科学省では、小中学生などが乳幼児と触れ合えるための事業（異年齢児交流等事業）や高齢者と触れ合う事業（世代間交流事業）などを積極的に推進していますが、これらの事業は、子どもたちがやがて親となったときに子育て不安に陥らないという意図も含んでいます。虐待予防は、不幸な虐待の連鎖を起こさないためにも、目の前のことだけではなく、長期的視点の中で取り組んでいく必要があります。

さらに、保護者に対しても、保育所や幼稚園が積極的にイニシアティブをとるなどして、虐待および子育て支援に関する講習会の開催や虐待防止に関するチラシやリーフレット、ポスターを作成・配布するなどの啓発活動を積極的に展開することも望まれます。

### (2) 虐待や要支援家庭の早期発見

保育所や幼稚園は、日常的に子どもの様子を観察できる場所にあり、虐待を早期に発見したり、虐待にまでは至っていないものの不適切な養育をしているなどの理由から支援が必要な家庭を早期に発見することが可能です。このため、児童虐待防止法は、保育所や幼稚園及びこれらに所属する保育者などについて、虐待の早期発見に努めるよう規定しています。

次章「早期発見のポイント」で述べるような兆候が見られたら虐待を疑い、同僚や上司に相談するなど、一人で抱え込まないことが大切です。そして、職員会議で役割分担や今後の対応を協議するなど、組織として対応していくようにしましょう。

虐待の場合、対応が遅れると取り返しのつかない事態を招く危険性がありますし、そこまでいなくても、援助の時期が遅れば遅れるほど解決が困難になります。虐待は圧倒的に優位な立場にある保護者から無力な子どもに加えられる暴力的支配であり、子どもはマインドコントロールされ、その状況から自ら逃れることができない場合が多いのです。特に乳幼児の場合、親から見捨てられることに強度の不安を感じる事が多く（見捨てられ不安）、仮に虐待を受けていたとしても、逆に親に固執したり、かばったりすることも少なくありませんし、強烈に口止めをされている場合もあります。したがって、保育者は、いたずらに長期間にわたって様子を見たり、経過を観察することに終始したりせず、早目に上司に相談したり、市町村の主管課や児童相談所などに相談するなど、責任を持って対応するという観点が必要なのです。

### **(3) 児童相談所等への通告**

児童虐待防止法は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は児童相談所等に通告しなければならないと規定しています。したがって、虐待の疑いのある子どもに気づいた場合、通告するのが保育者の重要な役割となります。第2部「2. 虐待防止制度と保育所の役割」で述べたように、虐待の確証がなくても疑いがあれば通告しなければなりません。

通告は、通告先や関係機関とのその後の連携などを考えると、保育所や幼稚園という組織として行うのが望ましいので、所長や園長を通じて行うのが一般的ですが、何らかの理由でその手続きがとれない場合は、担任など個人の立場で行うことも可能です。

どんなにひどい虐待を受けていても、子どもは自ら SOS を発することができない場合が少なくありません。心配していても何も改善されないのです。通告という具体的な行為が、子どもの生命や福祉を守る大切なきっかけになることを肝に銘じたいものです。

### **(4) 機関連帯に基づく援助**

虐待を受けた子どもや保護者に主として関わるのは児童相談所や市町村などの通告を受けた機関ですが、保育所や幼稚園としても通告後の対応をこれらの機関にすべて任せてしまうのではなく、これらの機関と連携しながら一定の役割を担っていく必要があります。具体的には、次のような取組みが考えられます。

#### **① 児童相談所等への相談を保護者に勧める。**

虐待が疑われたり、不適切な養育をしている保護者に気づいた場合、保護者に対し児童相談所などへの相談を促す場合もあります。ただし、保護者の中には、「自分を疑っているのか。自分は虐待などしていない」と逆上したり、児童相談所などへの相談を勧めることにより、保育所や幼稚園と保護者の関係が悪化してその後の援助に支障をきたす場合もありますので、慎重な対応が必要になります。保育所や幼稚園だけで判断せず、事前に児童相談所などと綿密な打ち合わせを行い、役割分担することが重要です。例えば、保育所や幼稚園が保護者に児童相談所での相談を勧める日時や場所を事前に打ち合わせおき、当日

は児童相談所職員が打ち合わせどおり保育所を訪問、偶然児童相談所職員が他の件で保育所に来ているかのように見せかけて、保護者と児童相談所職員を引き合わせるといった連携も考えられます。

## ②調査や保護における児童相談所との連携

児童相談所は通告を受けると、必要な情報収集と子どもの安全確認を行います。児童相談所の情報収集過程では、保育所や幼稚園が有する情報を正確に伝えるなどの協力を行います。また、子どもの安全確認では、家庭でこれを行うと保護者が子どもに会わせてくれないと考えられる場合には、保育所や幼稚園で安全確認を行う場合があります。その際、保育所・幼稚園としては、子どもの安全確認や保護がスムーズに行えるとともに、他の子どもたちに気づかれないよう、子どもを別室で観察することもあります。しかし乳幼児の場合、自分の置かれた状況が理解できず、特別扱いされたことにより自分が悪いことをしたのではないかと不安になることもあるので、なるべく普段の状況と変わらない形で安全確認を進めることが望ましいと思います。その際、外傷など身体的な異常が見られる場合は、できれば写真に撮っておくようにします。デジタルカメラで保育の様子などを日常的にスナップ写真に取るようにしていれば、いざというときに不審に思われないで対象児にカメラを向けることができます。また、着替えやおむつ交換、身体測定の時など、自然な形で身体チェックができることもあるので、これらの機会を十分に利用するようにします。むしろこれらの連帯は事前に児童相談所などと綿密に打ち合わせておくことが重要です。

図 3-1-1、図 3-1-2 は、保育所、幼稚園が連携した機関です。児童相談所や区市町村、その他様々な機関と連携していることがわかります。

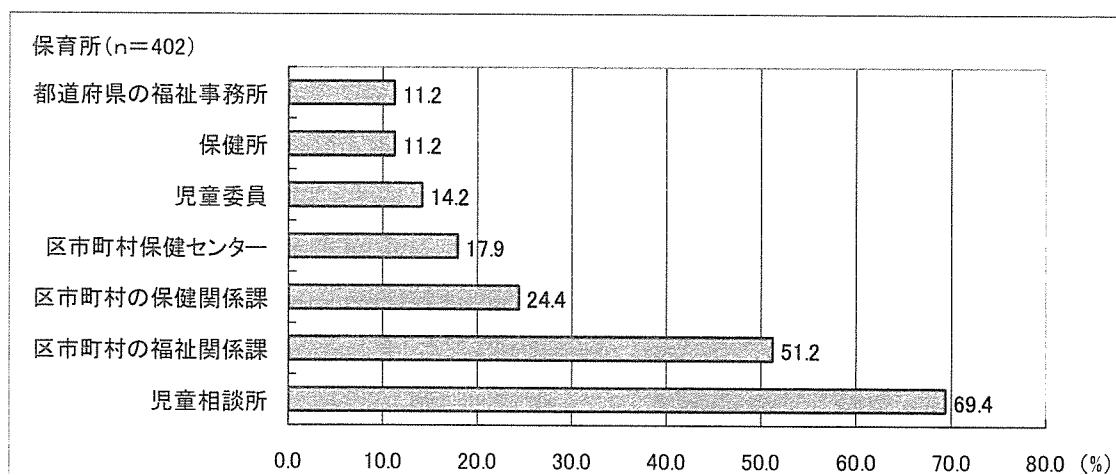


図 3-1-1 連携した機関（保育所；10%以上の事例で連携した機関のみ掲載）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

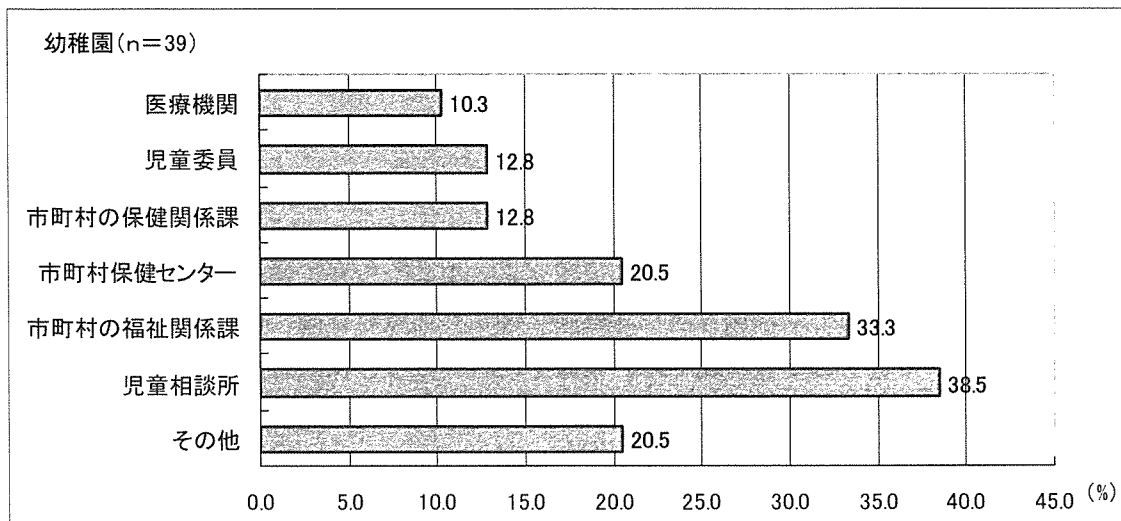


図 3-1-2 連携した機関（幼稚園；10%以上の事例で連携した機関のみ掲載）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

虐待対応の基本のひとつは、「抱え込まない」ということです。自分の所属する保育所や幼稚園だけで対応しようとするのではなく、各市町村の担当課との連絡を密にし、必要であれば家庭児童相談室や児童家庭支援センター、児童相談所などとの連携を深めていくというように、対応を外へ外へと広げて考えていくことは、とても大切なことです。

### ③虐待を受けた子どもへの配慮

虐待を受けた子どもは、虐待が原因で身体や情緒、行動面で様々な問題を抱えている場合が少なくありません。また、それまでの劣悪な環境のために著しい情緒不安定の症状を示したり、無表情、無気力になったりします。（詳細は第 1 部 8「虐待は子どもにどのような影響を及ぼすのか」をご覧ください）。さらに、保護者のネグレクトなどにより、衣服や体が汚れていたり、あるいはそれにとまなう異臭がしたりして、これが原因で子どもたち同士の関係性がうまくいかない場合もあります。したがって、児童相談所などの関係機関と連携しながら、子どもが置かれた環境や子どもの心理面を十分理解した対応と配慮が求められますが、詳細は「6. 子どもへの援助の原則」で述べています。

### ④親子分離された子どもへの援助

虐待の危険性が極めて高いと判断された場合は、一時保護や施設に入所などの親子分離の措置がとられます。どんなにひどい虐待を受けていても、家族のもとを離れて見知らぬ施設に入所するのは、子どもにとっては大きな心の痛手となります。これからどんな生活が待っているかわからないという不安もありますが、何よりも、見知らぬところにつれてこられたことに起因して、自分は家族や級友らから見離されたのではないかという不安と

絶望感は強いものです。このような子どもへの対応は、直接的には児童相談所職員が行うこととなりますが、保育者が一時保護所や施設を訪ね、子どもに面会して励ましの言葉をかけることは、子どもにとって大きな慰めと安心感となることもあります。しかし、面会のタイミングや面会の仕方などについては、支援プログラムの妨げにならないよう、児童相談所職員と十分に打ち合わせをしておくことが肝要です。

#### ⑤虐待防止ネットワークへの参加

虐待は多くの複雑な問題が絡み合って構造化している場合が少なくありません。これを単一の機関だけで解決しようとしても到底不可能といわなければなりません。各機関は固有の機能をもつ一方、限界も有しているからです。したがって、虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を基盤に、関係機関が共通の認識に立ち、一丸となって取り組んでいくことが不可欠となります。虐待防止ネットワークや要保護児童対策地域協議会については、第2部「7. 虐待防止ネットワークとは」で詳しく述べていますが、代表者会議、定例実務者会議、ケース検討会議の3層構造であることが望ましいとされており、保育所・幼稚園としてもネットワークの一員としてこれらの会議に積極的に参加することが求められます。

代表者会議の参加者に必ずしも保育所・幼稚園の関係者が含まれているとは限りませんが、仮に直接的に参画していないにしても、虐待対応における問題点や課題などについて、あるいは具体的なケース検討も含めて職員会議などで十分協議し、保育所や幼稚園としての意見を関係諸機関に積極的に伝える努力をしたいものです。

定例実務者会議は、実務者が定期的に集い、現在援助が行われている事例を総合的に点検することが活動の柱の一つとされていますが、実務者会議も普通は参加するメンバーが決まっていますので、自分の保育所や幼稚園の子どもが検討対象となる場合は、事務局や主任機関に予め現在の状況を伝えるなどの連携を図りたいものです。

ケース検討会議は、必要に応じてケースの担当者が集まり、お互いに保有している情報を共有し合い、援助方針を検討するとともに、役割分担を決める会議で、チームとして援助するうえでの基盤となる重要な会議です。自分の保育所・幼稚園の子どもが検討対象となる場合は、要請があれば園長や主任、担当の保育者などが積極的に会議に出席し、十分な情報交換を行うとともに、援助のあり方についても積極的に発言しましょう。また、援助の実行段階では、主担機関や事務局とは日常的に報告・相談・連絡をしようようにしたいものです。

## 2. 早期発見のポイント

### —虐待を疑わせる兆候—

虐待を受けている子どもには、多くの場合、その兆候を垣間見ることができます。また、他の保護者や子どもから、子ども虐待の兆候について情報を得る場合も想定されます。また、保育現場が虐待の兆候を感じ、早めに区市町村の児童福祉主管課や児童相談所に情報提供し、連携を進めることで、早期に多様な機関が関わることになり、問題が早期発見され、解決に到ることも考えられます。

「子ども虐待対応の手引き」より、一部加筆・修正し、保育現場で子どもと保護者から虐待の可能性が疑われる典型的な兆候を挙げてみました。

#### 子ども虐待を疑わせる兆候

##### 子どもの様子

- ① 不自然に子どもが保護者に密着している
- ② 子どもの反応が乏しく、笑顔が少ない
- ③ 子どもが保護者を怖がっている
- ④ 体重・身長が著しく年齢相応でない
- ⑤ 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある
- ⑥ 年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる
- ⑦ 子どもに無表情・凍りついた凝視があったり、ぼんやりしていることが多かったりする
- ⑧ 子どもと保護者との視線がほとんど合わない
- ⑨ 子どもの言動が乱暴で他者とうまく関われない
- ⑩ 服装の下などの見えない部分をはじめとして、不自然な傷や同じような傷がある
- ⑪ 自分は生まれてこなければよかったというような自己否定の言葉を発する
- ⑫ おやつや給食に対し異常なほどの食欲を示し、何度もおかわりを要求する
- ⑬ 人間や動植物、あるいは物に対しての攻撃性が強く、その理由もはっきりしないことがある
- ⑭ 衣服や身体、髪の毛がいつも不潔である
- ⑮ 何日間も同じ衣服を着ている
- ⑯ 触られることを嫌がる
- ⑰ 連絡や理由もなく、長期にわたって保育所を欠席している
- ⑱ 貧血など栄養失調状態がある

##### 保護者の様子

- ① 子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
- ② 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ③ 保護者が子どもの養育に関して拒否的、あるいは無関心
- ④ 泣いてもあやさない



- ⑤ 絶え間なく子どもを叱る・罵る
- ⑥ 保護者がアルコール・薬物依存症である
- ⑦ 保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている
- ⑧ 保護者が医療的な援助に拒否的、あるいは無関心
- ⑨ 小さな子どもを残してよく外出している
- ⑩ 保護者に働く意志がない
- ⑪ DVなど、夫婦間の関係性が著しく悪い
- ⑫ しつめに偏るなど、極端な養育方針を持っており、他者のアドバイスに耳を貸そうとせず逆に興奮して攻撃性を発揮する。

#### 生活環境

- ① 家庭内が著しく乱れている、あるいは不衛生である
- ② 不自然な転居歴がある
- ③ 家族・子どもの所在がわからなくなる
- ④ 過去に虐待歴がある
- ⑤ 家庭内の著しい不和・対立がある
- ⑥ 経済状態が著しく不安定

日本子ども家庭総合研究所編（2005）「子ども虐待対応の手引き」有斐閣より一部改編

### 3. 虐待が疑われる場合の対応

#### (1) 保育所・幼稚園としてどこまで介入すべきか

##### ①児童虐待における保育所・幼稚園の対応

児童虐待に対する保育所・幼稚園の対応としては、①予防、②発見、③通告、④子どもへのケア、⑤保護者への支援、⑥関係機関との連携、などが考えられます。

##### ②虐待発見のきっかけ

今回の調査（注1）の結果のうち、児童虐待を把握した経緯をまとめたのが（表3-3-1）ですが、「子どもの話から」は年齢が上がるにしたがって増えており、子ども自身の話が虐待発見のきっかけになっています。

しかし、乳幼児など年齢が低い場合は、当然子ども自身からの訴えによる虐待の把握は難しくなってきますから、「身体的状況から」や「子どもの言動や様子から」、「登校（園）状況から」、「保護者の様子から」保育者などが発見する割合が高くなります。また、その他として「兄弟の話」、「他の保護者の話」、「他の子どもの話」など、外部からの情報で発見される割合も多くなっています。さらに、「他の職員の話」が保育所、幼稚園とも約4～5%あることもわかっています。

保育所・幼稚園における虐待の発見の基本は、まず子どもの詳細な観察を徹底するということです。「いつもと子どもの様子が違う」、「説明のつかない外傷がある」、「発育不良が顕著」などが見受けられた場合は、虐待の疑いを持つ必要があります。しかし、少しずつ継続的にダメージを受けている場合は、長期的な変化としてはとらえられるのですが、劇的な変化としては把握ができないこともあります。ですから、保育者は個別経過記録や発達記録を常に詳細に整備をして、いつでも過去を振り返っての検証ができるように配慮しておく必要があるのです。

また、もうひとつの柱として、保護者の様子を細かく観察するということがあります。特に保育所は、日常生活を支援するといった側面を持っていますから、学校や幼稚園以上に保護者やその家庭と密接な関係性を築きやすいといった特性を有しています。日常の送り迎えの際、ちょっとした日常会話や子どもへの接し方、機嫌や表情、雰囲気など、感性よく受け止めることができれば、深刻な事態に陥る前に虐待を予防したり、発見したりすることもできるのです。たとえば、暗い疲れた表情をしている保護者に、お迎えの際、さりげなく話しかけたことがきっかけで、子育て相談が始まる場合もあります。あるいは、日常の送り迎えの際に保護者の偏った子育て感に接することがあり、それが子育て相談につながっていく場合もあります。

それ以外に、理由がはっきりしないまま連絡もなしに長期欠席の状態であるということも、虐待を発見する上での重要な要素です。虐待が激しくなると、多くの場合登園状況が悪化します。保育所や幼稚園の場合は義務教育ではありませんから、強制的に登園を要求

することはできません。しかし、虐待が疑われる子どもが長期欠席をしているということは、子どもの安全確認ができていないということでもあるのですから、仮に保育所・幼稚園として虐待の確認ができなかったとしてもすぐに対応策を講じる必要があります。

一方で、概ね3歳以上児になると、ある程度自分のことが言えるようになり、特に信頼関係ができていた担任の保育者などに虐待の事実を断片的に訴えることがあります。その際、担任の保育者は、驚きの余り、冷静さを欠いた対応をしないように心がけます。具体的には、事実確認を焦るがあまり、つい詰問調になったり、何度も同じことを聞いたり、あるいは怖い顔で子どもを見つめながら質問をしたりといったことのないよう配慮します。子どもが緊張した雰囲気を感じた場合、何か叱られているような錯覚に陥り、二度とその話題には触れないようになってしまいます。ひとたびそうになってしまうと、容易に元には戻らず、虐待の発見を遅らせる結果になるのです。また、きょうだいや他の保護者などからも子どもや家庭に関する情報が入りやすい体制を作っておくことも忘れてはなりません。

### ③事実の確認

今回の調査では、「虐待対応でもっと苦慮していること」として、「虐待かどうかの見極め」をあげている保育者が保育所で61.4%、幼稚園で72.7%いることがわかりました。

②の虐待発見のきっかけがどうであったとしても、たった一つの情報で虐待かどうかを決定することはできません。しかし、子ども本人からどのように話を聞くのか、保護者など家庭にどのように接触するのが課題になります。

乳幼児の場合、子ども自身だけの力で自らの生存権を保障することは困難ですから、事実確認に時間をかけられない場合もあります。保育所における虐待について特に深刻な場合は、尊い子どもの生命が失われないことを第一に考え、子どもの生存権が少しでも脅かされる可能性がある場合は、保護のタイミングを失わないために、一連の手続きをスキップして、すばやい対応を心がけることもあります。

### ④ 保育所・幼稚園としてどこまで介入するか

保育者が虐待を疑う事実を発見した場合は、全職員が意識共有をして、少しでも多くの情報を集めるようにすることが重要です。特に保育所の勤務形態はシフト制がほとんどですから、担任以外でも虐待の情報に触れる可能性があります。全職員が共通意識を持って取り組んでいけば、「そういえば、あの保護者は、このようなことを言っていた」とあるとか、「自分の当番帯の時、このような場面に会った」といったような情報が集まるかもしれません。このような情報をきちんと一ヶ所に集約し、客観的な情報として日時とともに必ず記録をしておくようにします。

このように「虐待が行われている」という判断は様々な情報を総合して行う必要がありますが、その情報を整理する際、「子どもが家庭内で安全であるか」と「保護者が適切に養育を行っているか」の2点から、保育者として介入すべきかどうかを判断する必要があります。

ます。しかし、虐待は外部からは把握できない複雑さや深刻さを含んでいることもあるので、安易な直接的介入は、かえって事態を悪化させる可能性があります。したがって、直接的に介入をする場合は、基本的に保育所単独では行わず、児童相談所と綿密な連携をとりながら実施する必要があります。

そのために行う子どもや保護者とのかかわりについては次に詳しく述べますが、結論として保育者は、子どもや保護者の話も含め、保育所・幼稚園内での情報から虐待の事実を判断するしかありません。そして、それ以上の情報が必要と判断される場合、つまり保育所・幼稚園以外の情報が必要と判断される場合には、市町村に連絡し、要保護児童対策地域協議会の個別事例検討会を開催して、その子どもや家庭にかかわる関係者で情報を共有し、判断を行う必要があります。また、それ以外にも、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員の協力を得ることもできます。

つまり保育所・幼稚園の介入は、子ども自身と家庭に限定し、それ以上のかかわりや情報の収集が必要になったら、市町村に相談することです。

	子どもの話から	身体的状況から	子どもの言動から	登校（園）状況から	保護者の様子から
幼稚園	20.0%	33.7%	26.3%	20.0%	32.6%
保育所	19.5%	54.5%	28.1%	26.3%	30.7%

表 3-3-1 虐待発見のきっかけ

出典：才村純他（2007）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

出典：才村純他（2006）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

## (2) 子どもへの対応

### ①対応の困難さ

今回の調査でも、「対応に苦慮」している事柄のうち「虐待を受けた子どもへの対応」をあげているのは、保育所では 53.5%、幼稚園では 60.1%と、いずれも高い比率を占めています。

虐待が疑われる子どもへの対応としては、事実の確認、安全の確保、心身のケアなどがあります。ここでは事実の確認など初期対応について考えることにします。

なお、虐待が疑われた場合、職員のうち誰が担当するかは事例ごとに異なりますが、今回の調査では、表 3-2-2 のように保育所、幼稚園とも担任が子どもを担当している場合が一番多いことが分かりました。

	担任が児童への指導	養護教諭（スクールカウンセラー）が児童への指導	担任以外の教職員が児童への指導	学校（幼稚園）を挙げて保護者や子どもの指導
幼稚園	26.3%	1.1%	10.5%	11.6%

	担当保育士が子どもへの指導	主任保育士が子どもへの指導	担当、主任保育士以外の職員が子どもへの指導	職員で役割分担して保護者や子どもへの指導
保育所	29.1%	2.6%	14.3%	15.6%

表 3-3-2 幼稚園、保育所での対応（子ども向け分）

出典：前掲報告書（2006、2007）

## ② 緊急避難対応を第一に考え、保護に努める

虐待を受けた子どもが、その事実を第三者から尋ねられても、否定をしたり、黙ってしまったり、あるいはかばったりすることがよくあります。特に年齢が低い乳幼児は、基本的に親から愛されたいと切実に願っており、親から嫌われることを避ける傾向があります。また、親から見捨てられることに耐え難い恐怖を感じるので、虐待を受けているにもかかわらず、逆に親のことをかばったりもします。乳児の場合は、その事実を自ら訴えることすら困難です。しかも、子どもによっては、信頼する保育士から尋ねられたことに深く傷つくこともあるため、子どもに対しての確認行動は慎重に行う必要があります。

また、乳幼児の場合は、心身の状態がまだまだ未発達であり、自分自身の力で危険な状態を脱する能力がまだ備わっていないと言わざるを得ません。しかも比較的短時間で限界状態に達し、危機的な状況に陥りやすいので、とにかく保育所で子どもの状態確認を行い、問題がある場合は、保育所で入浴を行ったり、栄養不良状態を補ったりするなど、保護することを第一に考えるようにします。

## ③ 状況に応じた最善の対策を考える

虐待の進行は、いつも緩やかな経過をたどるとは限りません。乳幼児の場合、発見から比較的短時間でいきなり危機的な状況になる可能性があることは前にも述べました。したがって、仮にそれが疑いのレベルであったとしても、時間的猶予が十分にあるとも言いきれないのです。ですから、保育所が虐待のケースを検討する場合、少し神経質に考えるくらいでちょうどよいかも知れません。とにかく保護や介入のタイミングを逃せば、不幸な結果になることもありますので、早い時期に児童相談所や家庭児童相談センター等市町村児童福祉主管課などに連絡をして、必要であれば母子分離も含めて、緊急一時保護やショートステイなど、保護の視点で適切な対応を考えるということも視野に入れておく必要があります。

このような時には、保護者や子どもの理解を取らない形での対応も考えられますので、保育所は、常日頃から、自分たちの地域にどのような社会資源があるか、連携方法としてどのようなものがあるのかということに気を配っておく必要があるのです。

## ④ 身体的虐待の場合

身体的虐待の場合は身体に傷やアザがあるため発見は容易ですが、前にも触れたとおり、

虐待の事実確認を子どもからの訴えに頼るには限界があります。

保育所としては、まず丁寧に傷やアザの手当をします。あまり大きくない傷であっても、丁寧に消毒や手当を行うのは、担当保育士が子どもの心身を心配していることを具体的に伝える一番有効な方法だからです。その時には、原因の追究を焦るより、子どもの安心感や信頼感を築くことが大切です。

と同時に、子どもが置かれている状況や受けている外傷の程度などから、保育所としてのリスクアセスメントの判断を行うようにします。判断基準は、国や各都道府県などがアセスメントシートなどを示していますので、それらを利用することもひとつの有効な方法です。もちろん正式なリスクアセスメントは、児童相談所など専門機関が支援プログラムの中で実施していきませんが、保育所としても、より正確かつ客観的な実態把握をする意味で実施しておきたい取り組みのひとつです。また今後の対応を考えていくための基礎資料として、傷の写真を撮るなど客観的記録を整備しておきます。

繰り返しますが、事実の確認より、子どもが安心感を持ち、保育所や保育士を信頼することが大切ですので、無理に子どもから聞き出す態度は不適切です。子どもの訴え如何にかかわらず、保育所は子どもが抱えるリスクを正確に把握するように努め、必要であれば、躊躇なく関係機関への通告を行います。

#### ⑤ 性的虐待の場合

性的虐待は、身体的虐待とは異なり、事実の把握が非常に困難です。特に保育所の場合は、報告されている件数として少ないということもあるのですが、その実態把握が非常に困難で、具体的な取り組み方法も確立されているとは言えません。一般的に性的虐待は、本人の訴えや日常会話の中から発見される例が大半です。保育所年齢の場合は、仮に性的虐待を受けていても、そのことを回りのおとなには訴えることができず、また、たとえ言葉で伝えることができる年齢に達していても、虐待者からの口止め、脅し、さらには自分自身に対する罪悪感などから、結果として事実が明るみに出ないということになる傾向があります。ですから、子どもからの訴えが期待できない場合は、保育所や幼稚園としては、まずは子どもの様子から虐待を疑い、調査の過程でその可能性を模索するという経過をたどることが多いようです。

しかし、時折子どもが無意識のうち起こす行動の中に、性的虐待を匂わせるものもあります。たとえば、「自分や他人の性器を触ろうとする」、「トイレを覗こうとする」、「性に関して異常な興味を示す」という行動は、性的虐待の疑いを感じさせるものです。もちろんこれらの行動がすべて性的虐待に直結するものではありませんが、子どもにとっての問題行動であることに変わりはありませんから、その原因のひとつとして性的虐待の可能性も視野に入れる必要があります。

子どもが保育者に訴えをしてきた場合は、他の虐待と同様、子どもが言いやすい環境を第一に考え、しつこく聞くなどの性急な行動は避けるようにするとともに、子ども自身が

困ったとき再び頼ってきやすいように暖かくゆっくりと接します。と同時に、児童相談所にはすぐに通告して、急ぎ今後の対策をすぐにとることができるように環境を整えておくようにします。

しかし、性的虐待はその立証が困難であるため、緊急一時保護などの必要が生じてもなかなかその対策がとりにくいということがあります。すべての虐待に共通していることですが、映像や音声の記録も含め、事実確認のための客観的記録は必要条件ですから、いざというときにすぐに対処ができるよう、きちんと時系列に沿って整理しておく必要があります。

また、性的虐待の概念から少し外れてしまいますが、乳幼児の場合、保護者以外の第三者からの性的被害にも注意を配っておく必要があります。特に、近所のおじさんやおにいさん、あるいは保護者の知人など、保育所や幼稚園が把握していない名前などが子どもの口からたびたび聞かれるようになり、保護者もその事実を把握していなかったり、不自然だと感じたりしている場合などが見受けられたら、大事に至らないうちに確認をしておくことが重要です。

#### ⑥心理的虐待の場合

心理的虐待は、保護者の子どもに接する姿勢や子どもの不適応行動から発見される場合がほとんどです。保育所の場合、保護者と日常的に接する機会も多いので、子どもが不適応行動を起こした場合、それが心理的虐待によるものかどうかという点については、比較的把握しやすい状況にあります。

心理的虐待を受けた場合、多くの子どもは情緒不安定の症状を示します。特に子どもがいちばん傷つくのは、人格否定や存在否定の言葉です。自我の発達が促進され、自己主張がだんだん強くなってくると、親はその対応に苦慮することがあります。親は何とか子どもに言うことを聞かせようとして、人格否定あるいは存在否定発言を多用することがあります。また、親自身が常日頃自分の境遇に不満を感じていて、子どもと接しているうち、そのことが自分自身の中でよみがえってしまい、子どもに感情をぶつけてしまうこともあります。具体的には、「お前のことなんか知らない」、「お前のぐずぐずしたところが嫌いだ」、「おまえなんかかわいくない。あっちへいけ。」、「言うことを聞かない子は、うちの子じゃない」、「最近段々とおとうさんに似てきた。見ていだけでイライラする」などという言葉があります。このような環境で育った子は、自分自身の存在確認や自己肯定ができず、当然自分のことも好きになれません。そのため、ひどく情緒が不安定になり、様々な症状を示すようになるのです。このような場合、担当保育者は、子ども自身が自己の存在を肯定できるように、子どもに対し湯水の如く愛情を注ぐことを心がけます。その際、「私はあなたのことが大好きだよ」と具体的に言ったり、特に不安が強いときは、抱きしめたりするなど、なるべく具体的な愛情表現を心がけます。年齢が低い場合は、人員配置が許されるならば、一対一の対応も有効な手段の一つです。

### ⑦ ネグレクトの場合

保育所や幼稚園には、さまざまな家庭環境を背負った利用者がいます。時には、ネグレクトを疑いたくなる程、基本的な生活習慣が崩壊しているケースもありますが、一方でそれがその家庭のライフスタイルであるといったこともあります。保育所や幼稚園におけるネグレクトでいちばん気をつけなければならないのは、発育不良が伴うようなケースです。

「特に身体的な発達が著しく遅れている」、「親との関係性の不足から生じる精神発達遅滞が認められる」、あるいは「保育所・幼稚園の給食やおやつに対し異常なほどの執着を示し、何度もおかわりを要求する」場合などです。乳幼児の場合、必要な栄養が不足すると、その影響は如実に現れやすく、時として栄養失調を引き起こし、最悪の場合正常体重に到底満たない状態で衰弱死することもあります。

無論このような場合は、即刻児童相談所に通告をしますが、まずは緊急避難措置として、とりあえず生活そのものを支えなければなりません。市町村の児童福祉主管課や教委、市町村保健センターなどと連携を図りながら、家庭で不足している栄養状態の補完や衛生状態の確保など、衣食住全般にわたっての支援をするようにします。また、このようなケースは、親から見捨てられ感が強いので、心理的虐待と同様に、担当保育者が精神的・心理的なケアにも配慮することが重要です。

## (3) 保護者への対応

### ① 保育所と保護者のかかわり

保育所や幼稚園は保護者と日々接するので、保護者に対し何かを伝えたい場合、自然な形でのアプローチが可能です。しかし近年、保護者のタイプも多様化し、保護者との信頼関係を構築することが年々困難になりつつあります。

特に虐待が疑われる保護者は、基本的に強い警戒感を示して容易に他者を近づけない雰囲気をかもし出したり、他者の意見を跳ね返す程の強い主張をしたりします。保育所や幼稚園は多くの場合、保護者が子どもを連れて登園してくるため、保育者は、保護者と日常的に接します。しかし、虐待が疑われる場合、子どもを置いてさっと帰ってしまったり、保育者と目を合わせない、参観会や懇談会には出てこない等、保育者とかかわりを持つとしなくなったり、逆に、何かにつけ文句を言うてくることもあります。そのため保育所や幼稚園として、保護者にどうかかわるか、またそのきっかけをどのように設けるかは工夫が必要です。特別に時間をとって保護者の話を聞いたり、連絡帳で連絡を取り合ったり、送迎の際に話をすることが親子関係の改善にもつながります。いずれにしても、どのような状況になっても対応できるよう、園長や主任、担任の保育者等が役割分担を上手にして、様々な人がその都度適切なタイミングでかかわれるようにしておくこともひとつの方法です。

ちなみに、保育所や幼稚園で虐待を疑った場合、行うべき対応のうち保護者向けの部分



について今回の研究を整理したのが（表 3-3-3）です。この表から、まずどの機関も担任が保護者対応の中心で、次に多いのが「担任以外の教職員」です。

	担任が保護者への指導	養護教諭（スクールカウンセラー）が保護者への指導	担任以外の教職員が保護者への指導	学校（幼稚園）を挙げて保護者や子どもの指導
幼稚園	42.1%	0%	29.5%	11.6%

	担当保育士が保護者への指導	主任保育士が保護者への指導	担当、主任保育士以外の職員が保護者への指導	職員で役割分担して保護者や子どもへの指導
保育所	33.1%	12.1%	14.3%	15.6%

表 3-3-3 幼稚園・保育所における保護者への対応

出典：前掲報告書（2006、2007）

## ②子どもが保護者の加害行為を認めている場合

子どもが保護者からの虐待を訴える場合や、保育所や幼稚園が子どもへの虐待を疑い、子どもに確認をした時に子どもの話から保護者の加害行為が明らかになった場合について、ここでは考えます。

保育所・幼稚園としては子どもが受けている虐待の危険度や緊急度を検討し、保護者への接触や確認を優先するのか、市町村や児童相談所など虐待対応機関への通告を先に行うのかの判断が必要となります。なぜなら、児童相談所では場合によっては子どもの一時保護を先に行ったうえで保護者に連絡をすることもあるからです。子どもの生命にかかわる場合や性的虐待の場合は、このような事態も多く見られます。

一方、虐待の程度が緊急保護を必要とするほどではない場合や、子どもの話だけでは虐待の有無を判断できない場合には、保育所・幼稚園が保護者面談を行うなどして保護者から話を聞く必要があります。その際子ども自身には、基本的に保育所・幼稚園から保護者への働きかけの事実を伝えないようにします。なぜなら、年齢が低い場合、子ども自身が、自分が言ったことで大変なことになったと思い、次から何も言わなくなることが多いからです。ひとたびそうなると、虐待の事実が明るみに出にくくなってしまいます。なお、虐待の危険度や緊急度を判断するには、高度な専門性が求められますし、判断を誤ると取り返しのつかない事態も起こりかねません。したがって、判断に迷うような場合は、必ず児童相談所に通告するようにしましょう。

また、保護者面談などで保護者と話をする場合、虐待の有無を最初に単刀直入に「あなたは子どもを虐待していますか」などと確認するのではなく、家庭での子どもの様子や親子関係などを尋ね、情報収集に努めることが最初は大切です。またその際には、保護者の苦勞や日常生活でのストレスなどを聞き、保護者へのいたわりの言葉をかけることは、

虐待の原因や背景を理解するうえで重要ですし、解決に向けた働きかけの糸口にもなりません。

しかし、子どもから聞いた話の内容が保護者の話と食い違うことも多いので、いろいろな角度から話を聞いたり、繰り返し尋ねることも必要となります。

逆に保護者の話の中で明らかに虐待と思われるものがあれば、「それは不適切な方法で、もしかすると虐待の範疇に入るかもしれません」と明確に告げ、虐待行為であることの自覚を促すような働きかけも必要です。

ただ、保育所や幼稚園が行う保護者とのかかわりは、虐待行為かどうかの判別ではなく、子どもが家庭の中で安全に生活をし、保護者が適切に子どもを育てていけるように援助することです。保育所・幼稚園はサポートを中心に保護者とかかわり、それでも虐待が止まらない場合にはほかの関係機関から保護者の行為は虐待に該当することを伝えてもらう、そこまでしても改善しない場合は子どもの一時的な分離を児童相談所に頼むなどの役割が必要です。

### ③子どもが虐待を否認している場合

保育所や幼稚園が子どもの様子などから虐待を疑うが、子どもに尋ねても虐待を否定する場合があります。保育所・幼稚園としては、子どもが虐待を否定したとしてもそれで終了することなく、子ども自身から話を聞く機会を続けると同時に、保護者と接触して家庭での親子の状況を確認する必要があります。

この場合、保護者の話はより重要になるため、何度も話を聞くことにもなります。また虐待の有無だけに話を集中するのではなく、家庭生活全般に関する話題も必要になります。②と同じように、保護者が抱えるストレスなどに対する共感的な態度も、親子関係の理解と改善に重要です。

話を聞く際には、保育所や幼稚園が虐待を疑った事実を突きつけて虐待の有無を確認するような方法ではなく、保育所や幼稚園の「疑問や不安」を「心配」として保護者に伝え、不適切な状態が改善できるように協力する姿勢を見せることが大切です。

なお、暴力や性的被害は、加害者が家族ではなく友人や近隣のおとなの場合もあり、加害者を特定することが難しいので、「子どもは言わないが、保育所は被害の再発を心配している」と保護者と協力して子どもを守るという姿勢が必要です。

### ④身体的虐待の場合

身体的虐待は外傷が残ることも多いので発見も比較的容易です。しかし、発見後に保護者に対して、どのような働きかけを行うかは現場でも随分迷います。

また、保護者の中には、子どもへの暴力は認めてもそれをしつくと主張して虐待であることを否定する場合があります。このような場合には、保護者としての愛情や思いについて十分受容することは必要ですが、その行為については虐待と言えることを伝えなければ

なりません。特に緊急性が高く、児童相談所に通告しなければならない場合は、通告という行為が保育所・幼稚園独自の取り組みではなく、法律に基づいた措置であること、保育所・幼稚園は法的にその義務があることなどを伝え、単に当事者間の折衝のレベルでないことを十分に理解してもらうようにします。

身体的虐待は年齢が上がるに従って周囲の気付きで発見されることが困難になります。逆に乳幼児で身体的虐待が疑われる事例は、骨折などかなり重度の虐待が行われるか、子ども自身からの話、また、着替えなどの時、登降園時の保護者と子どもの様子などから判明します。そのため学校の場合は虐待の認識も伝えやすい面もあります。

#### ⑤性的虐待の場合

性的虐待が発覚した場合、子どもを一度は家庭から離して児童相談所で一時保護を行い、子ども自身からの詳しい事情確認と同時に心のケアを行い、保護者へは再発防止に向けた関わりを行うのが原則です。そのような事情のため、かかわりの中心は児童相談所になるため、保育所・幼稚園が保護者と接触する機会は他の虐待ほど多くありません。

ただ、虐待発見者としての保育所・幼稚園の役割は大きいと同時に、保護者が保育所・幼稚園に対して、虐待通告への怒りをぶつけてくることもあるかもしれません。その際、保護者への対応が大変難しい場合には、児童相談所などとも十分に話し合っ、脅迫や威力業務妨害などにより警察に連絡して協力を得ることが必要になる場合もあります。

#### ⑥心理的虐待の場合

心理的虐待とは、子どもに対する拒絶、怖がらせる、孤立させる、放置し無視する、などです。その結果子どもは自分のことを無価値である、欠点がある、愛されていない、必要とされていないなどと感じます。

心理的虐待を行う保護者は多くの場合、保育所や幼稚園のみならず、社会一般に対して対人関係が不適切な場合が多く、人とのかかわりを拒否したり、無視したり、相手を怖がらせるような行動に出ることもよく見られます。つまり、社会生活での保護者自身の対人行動パターンが子どもに出た場合に、虐待となるのです。この場合、保護者自身が何か問題を抱えている場合も多く見受けられ、保護者がどのように育ってきたかという生育歴にさかのぼる場合もあります。

このように心理的虐待をする保護者への保育所や幼稚園のかかわりは、証拠もはっきりしないため関わり方も難しいと同時に、保護者自身が他人と安定的で円満な人間関係を作るのが難しいため、保育所や幼稚園の対応も当然難しくなります。また、このようなタイプの保護者は、人間関係の距離感をうまく調整することができないため、ちょっとしたアドバイスがきっかけで、保育所・幼稚園や保育者に攻撃性を発揮したり、場合によっては他の保護者を巻き込んで保育所や幼稚園の落ち度を指摘しようとしたりします。具体的な場面では、たとえ自分の子どもに対する不適切なかかわりがあっても、それを認め

ない、あるいは認めたとしても、「子どもにとって必要だから行っている」とか、「私が悪いのではなく、社会が悪いからだ」といったような傾向が見られ、精神的に極めて不安定な状況が見受けられることがあります。このような場合、担当の保育者がひとりで保護者にかかわるのではなく、園長や主任、複数担任であれば他の保育者など、攻撃が一ヶ所に集中しないように、また、保護者側から見ても逃げ道が確保されている状況を作っておくように心がけます。しかし、保育所だけで解決を図ろうとしてもなかなかうまくいかないことも多いので、必要に応じ、児童相談所や臨床心理士にアドバイスをお願いするなどして、保護者との適切なかかわりを模索することもひとつの方法です。

ただ、どのような保護者であっても、また時として方法は不適切であっても、子どもへの愛情は見られます。そのため、保護者の思いや家庭的な事情については十分了解できることも多いので、主語を明確にしながらか話を聞くことが大切になります。そして場合によっては「保育所（幼稚園）としては…」と、保育所（幼稚園）の立場を説明することも必要になります。

#### ⑦ネグレクト

ネグレクトとは養育の放棄や子どもの放任などです。程度の差で虐待といえるかどうかですが、子どもが家庭で適切に養育されていない状態はよく見かけます。例えば、風呂に入らず不潔であるとか、食事が十分でなく給食を大量に食べるなどは保育所でも気づきやすいため、保育所から保護者へ何気なく伝えることはよく行われます。

しかし、ネグレクト家庭では、保護者面談を繰り返し行い、その場では対応の改善を約束しても実施されないことも多いため、保護者への対応に苦慮することも多々見られます。そのため、結果的に保育所が子どもの保護者代わりを行うことになります。

ネグレクトは、子どもが登園していれば問題が解決するというものではありません。家族の生活時間や衛生観念など生活全体の変化が必要ですから、保育所や幼稚園だけで取り組んでも効果は少なく、また長続きしません。関係する機関と連携しながら、長期的な対応が必要になります。また、ネグレクトの状況がひどい場合は、すぐに児童相談所に通告することは前に触れたとおりですが、そのためにも子どもの心身の発達状況は、客観的に記録をしておくようにします。

#### ⑧保護者支援の視点

虐待の背景に保護者自身の精神障害や知的障害、経済的な困窮や保護者自身の生育歴から来る社会不適応など、保護者自身が子どもへの加害者という側面と同時に、社会的な弱者や被害者という側面を持っている場合がよく見られます。

そのため、子どもへの虐待防止を考える場合、保育所や幼稚園は当然に子どもの福祉と成長の保障を第一義的に考える必要がありますが、もう少し視野を広げて家族全体への援助を行わないと、子どもへの虐待行為は改善しないことはよく知られています。